第七十六条の八中「第九十六条の二第五項」を「第九十六条の二第七項」に、「並びに法第八条第二項及び第六項」を「、法第八条第二項及び法第八十七条第五項」に、「並びに第十五条」を「、第十五条」に改め、「読み替える」の下に「ものとする」を加え、同条を第七十六条の七とする。

第七十六条の九及び第七十六条の十を削り、第七十六条の十一を第七十六条の八とし、第七十六条の十二から第七十六条の十四までを三条ずつ繰り上げる。

第七十六条の十五中「読み替える」の下に「ものとする」を加え、同条を第七十六条の十二とする。

第七十六条の十六中「第十二条中」を「同条中」に改め、「読み替える」の下に「ものとする」を加え、同条を第七十六条の十三とする。

第七十六条の十七中「第四十八条第四項、第六項及び第九項前段」を「第五条第七項、法第八条第二項、法第四十八条第四項及び第六項並びに法第八十七条第五項」に改め、「場合には」の下に「、それぞれ第十条、第十五条」を加え、「第三十九条」を「第十六条」に改め、同条を第七十六条の十四とする。

第七十六条の十八中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改め、「法第四十九条」を削り、「第五十七条の二」を「第五十七条の二第一項から第三項まで、法第八十八条」に改め、「第四十条及び第四十一条」を削り、「第四十八条の三まで」の下に「、第六十二条」を加え、同条を第七十六条の十五とする。

第七十六条の十九中「第九十六条の四後段」を「第九十六条の四第一項後段」に改め、同条を第七十六条の十六とする。

（農地法施行規則の一部改正）

第二条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同条第二項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同項第一号中「第二十六条第一号」を「第二十二条第一号」に改め、同項第五号中「法第二条第三項第二号の」を「同号の」に改め、同項第六号中「第十九条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第十一条第一項中「令第三条第一項」を「令第三条」に改め、同項第六号ハ中「設定」を「設定し、」に改め、同号ホ中「者が」の下に「農業生産法人の」を加え、同号ト中「法第二条第三項第二号の」を「同号の」に改め、同条第二項中「令第三条第一項」を「令第三条」に改める。

第十二条から第十四条までを削る。

第十五条中「第十一条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条を第十二条とする。

第十六条第二項ただし書中「第八条第一項又は」を「第八条第一項若しくは」に改め、同条を第十三条とする。

第十七条第一項中「第十五条」を「第十二条」とし、同条を第十四条とする。

第十八条第四号中「国税徴収法」の下に「（昭和三十四年法律第百四十七号）」を加え、「その他の法令により同法の滞納処分の例による場合」を「その例による滞納処分」に改め、同条を第十五条とし、第十九条を第十六条とし、第二十条を第十七条とする。

第二十一条を削り、第二十二条を第十八条とする。

第二十三条第一項中「又は都道府県知事」を削り、同条を第十九条とする。

第二十四条第四号中「第十八条各号」を「第十五条各号」に改め、同条を第二十条とし、第二十五条を第二十一条とし、第二十六条を第二十二条とし、第二十七条を第二十三条とし、同条の次に次の四条を加える。

（申請書を送付すべき期間）

第二十四条　令第七条第二項（令第十五条第二項及び第二十七条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める期間は、申請書の提出があつた日の翌日から起算して四十日とする。

（農業委員会を経由しない相当の事由）

第二十五条　令第七条第三項（令第十五条第二項及び第二十七条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　申請書を提出すべき農業委員会の農地部会の会議（農地部会を置かない農業委員会にあつては、総会。次号において同じ。）が四十日以内に開かれる見込みのないことが明らかであること。

二　経由して都道府県知事に提出するため農業委員会に申請書を提出した後に、当該農業委員会の農地部会の会議が当該申請書の提出があつた日の翌日から起算して四十日以内に開かれる見込みのないことが明らかとなつたこと。

三　その他相当の事由

（都道府県知事への申請書の提出）

第二十六条　令第七条第三項の規定により農業委員会を経由しないで都道府県知事に申請書を提出する場合には、申請書（経由して都道府県知事に提出するため農業委員会に申請書を提出した後に、同項の規定により農業委員会を経由しないで都道府県知事に申請書を提出する場合には、農業委員会に提出した申請書と同一の内容のものに限る。）にその事由を記載しなければならない。

2　都道府県知事は、令第七条第三項の規定により農業委員会を経由しないで申請書が提出された場合において必要があると認めるときは、当該申請に関し、当該農業委員会の意見を聴くことができる。

第二十七条　削除

第三十条第五号中「第二十七条第六号」を「第二十三条第六号」に改める。

（農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第三条　農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年農林水産省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百八十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、内閣府関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める件（平成二十三年内閣府告示第十二号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十三年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

第一条中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

附　則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

○政治資金適正化委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年十一月二十九日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四〇四九	二三、一一、一一	本間　利春
四〇五〇	二三、一一、一一	熊谷　剛英
四〇五一	二三、一一、一一	鈴木　真
四〇五二	二三、一一、一一	松川　雄一
四〇五三	二三、一一、一一	田中　芳久
四〇五四	二三、一一、一一	小川　裕道

○法務省告示第五百二十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十三年十一月二十九日

法務大臣　平岡　秀夫

住所　東京都国分寺市西町３丁目19番地２
グエン・タン・リー　昭和32年４月10日生
レー・ティ・ミー・ハン　昭和43年７月16日生
グエン・アイ・ミー　平成14年12月１日生
住所　福井県丹生郡越前町下山中第11号４番地
レー・ディ・ガー　昭和52年６月27日生